

平成22年度事業計画

I 平成22年度事業目標

岐阜県司法書士会は、当会会員が、司法書士を利用する依頼者の要望に対し、実務・倫理両面から十分に責任を果たし得るための事業を策定・実施し、社会から司法書士制度に対する信頼を一層高めることを事業目標にする。

この目標を達成するため昨年度の事業執行の状況も踏まえ、次の4つの視点とそれに基づく14の重点事業を策定した。その内容を以下に説明する。

II 平成22年度目標を推進するための4つの視点

1. 業務の拡充
2. 法的サービスの拡充
3. 執務の改善（基盤設備）
4. 法改正への対応

〔重点事業の具体的内容〕

1. 業務拡充のための事業

- (1) 研修事業の充実（リーガルサポート、青年会等との連携協調の強化、支部研修事業との連携）

多様化した司法書士業務の中で、絶えず専門性を高める必要がある研修事業の充実を図るため、リーガルサポート、青年会、支部との連携を強化し、日司連研修事業等の速やかな情報提供を行う。

- (2) オンライン申請の活用及び平成23年2月14日からの新登記・供託オンライン申請システム運用への対応

新オンライン申請システムの切替え時に依頼者へのサービスが滞るようなことがないよう、新オンライン申請に対応する情報の速やかな提供を行い、会員が利用者のために迅速且つ安全な新システム利用に資する施策を推進する。

- (3) 相続・遺言事件、後見業務、財産管理業務等の専門性向上

司法書士は、登記手続を通じて相続・遺言事件は得意とする分野であり、後見業務については、平成12年の成年後見制度発足以来、成年後見人等の業務を司法書士が行っているとの社会的認知度は高い水準で定着している。また、財産管理業務については不在者財産管理人、相続財産管理人の推薦依頼が家庭裁判所より本会に継続して

来ている状況にある。次期司法書士法改正の中でも家事事件の権限拡大が計られる中、司法書士の専門性をより向上させるべく事業を展開する。

2. 法的サービス拡充のための事業

(1) 相談活動事業の増強（課題1参照）

(2) 司法書士ADR実現に向けての対応

「司法書士会調停センター」実施に向けて、継続的な調停手続実施者確保のための施策の展開と試行運用のための環境整備の検討を行う。

(3) パブリシティ広報の活用

市民に向けた情報提供を推進するために、マスコミだけでなく市町村広報誌などメディアへの情報発信を積極的、効果的に展開する。

(4) 民事法律扶助事業の強化

民事法律扶助の啓蒙と活用を推進・強化するためのあらゆる施策を展開する。

3. 執務改善（基盤整備）に関する事業

(1) 司法書士倫理遵守の徹底と品位保持に関する諸規則の調査、検討（課題2参照）

(2) 債務整理業務の適正化（課題2参照）

(3) 会費のあり方の検討（平成20年度財政基盤検討PTの継続検討）（課題3参照）

(4) 司法書士過疎対策の検討と対応

司法書士過疎地域における県民に対する法的サービスの提供体制確立に向け、各支部主体の相談会の調査及び行政主体の相談会における司法書士の関与状況の調査を基に日司連の司法支援部門と連携しつつ、検討を行う。

4. 法改正に対応した事業

(1) 司法書士法改正に向けての対応

他の職能とは異なる「現場での特徴＝いつでも・どこでも・誰でも・何でも気軽に相談できる窓口」への方向性を確立するためには、司法書士法の改正が必要であり、その具体化に対応するため、対策部等への参加、研修会・説明会等の情報提供や担当役員等の派遣を行う。

(2) 民事法改正の対応

債権法改正に対応するため、研修会・説明会等の情報提供や担当役員等の派遣を行う。

(3) 関連諸法改正の対応

必要に応じ、担当役員等を派遣し、会員に対し情報提供を行う。

上記重点事業の内、次の3つの課題については、特に緊急に対応が必要であると考えられる。

課題1 相談活動事業の増強

昨年までの事業計画「支部再編成実施」の目的のひとつは、地域社会に対して積極的に法的サービスとして「相談事業」を展開することであった。そこで、今年度はその目的を実現のため各支部主体の相談会の調査及び行政主体の相談会における司法書士の関与状況の調査並びに相談会開催場所の検討、相談技法向上のための情報提供等、「相談事業」の質・量を増強するための施策を検討する。

また、消費者庁が設置されたことにより、現在、地方消費者行政の活性化に向けた取り組みがなされている。その中で、消費者庁は、地方消費者行政活性化交付金により地方の消費者行政活性化のための基金を造成し消費生活センターの設置・拡充、相談員の養成・レベルアップ等の地方公共団体の取り組みを支援しているところであり、岐阜県においても「岐阜県消費者行政活性化基金」が設置され、県が市町村の事業計画をとりまとめ、広域的な観点から必要な調整を行った上で、岐阜県としての事業計画を作成している。ところが、平成21年度に基金の活用計画を岐阜県に提出した市町村は12市町村に留まっており、基金の活用方法について市町村が頭を悩ましている実体が浮かび上がっている。本会は、地域社会に対する積極的な法的サービスを提供するためにも行政との連携が不可欠であると認識しており、活性化基金の活用に関しても司法書士会として行政と、連携できることの提案などを行い、更なる地域社会への法的サービス拡充のための施策を検討し展開する。

課題2 司法書士倫理遵守の徹底及び品位保持に関する諸規則の調査、検討並びに債務整理業務の適正化

近年、全国的に司法書士の綱紀事案が増加傾向にあり、これは本会も例外とは言えない。今後も、司法書士が、国民の権利の擁護と公正な社会の実現を使命とする存在として国民から信頼される専門家であるためには、会員一人一人が司法書士倫理を遵守し、適正な業務遂行を心がけることが重要であると考え。そこで、司法書士倫理遵守の徹底に向けた事業を実施し、品位保持に関する諸規則の調査及び検討を進めるとともに債務整理業務の適正化のための事業を日司連と強調して行う。

課題3 会費のあり方の検討（平成20年度財政基盤検討PTの継続検討）

日司連が、平成22年4月1日より事件数割額会費を廃止したことに伴い、それを財源としていた日司連研修制度特別会計、会館建設特別会計の会費がそれぞれ金800円、金700円の定額になった。又、平成23年6月30日までの時限措置であった「会員業務整備・地域事業推進等特別会計」の廃止に代わり、現在金3,500円の普通会費を金2,000円値上げし、金5,500円とする提案が次回日司連定時総会に提出さ

れる予定である。本会では、平成20年度に「財政基盤検討PT」を立ち上げ様々な角度から検討がなされてきたが、日司連の会費改定の実施姿勢が明確にされたことにより、事件数割会費の廃止、事業の見直しと定額会費につき検討を行い、改定を目指す。